

通告2番 8番議員、細田勝治君。

- 8 番 通告2番、8番議員 細田勝治です。通告にしたがいまして、空き家対策について、町の基本的な考えを伺います。1、空き家対策特措法について。2、移住・定住・交流対策についての2点について質問いたします。

最初に空き家対策の基本法とも言える、空き家対策特措法について町のお考えをお伺いいたします。

国では空き家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空き家対策特措法を平成27年2月に施行いたしました。特定空き家を中心に空き家全体に関して、幅広く対策を立てるための法律であると理解をしております。

大井町でも空き家は近い将来、町の大きな課題になることに鑑み議会として平成27年度より独自の基準を設けて調査をまいりました。そして、平成28年3月に空き家対策についてという政策提言書にまとめて、町に提出をしております。空き家対策に積極的に取り組むように強く要望をまいりました。

町では、空き家対策検討プロジェクト会議の設置、空き家調査、空き家オーナーへのアンケート調査の実施、空き家等の担当部署と担当者の専任等を具体的な取り組みをされております。一定の評価ができると考えております。

しかしながら、特措法には空き家所有者に適切な対応を促す面では有効ですが、空き家を減らす、これには空き家の活用を進める施策がどうしても欠かせません。空き家への対応や処置に対して、特措法から見ると町の現状には、少し不十分な項目があります。そのことから伺いいたします。

1点目は、町では町内の空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、基本方針、計画期間、空き家等の調査など9項目に及ぶ空き家等対策計画を定めることになっていますが、当町の空き家等対策計画、この策定の進捗状況をお伺いいたします。

2点目は、空き家等対策計画を作成し、その対策計画を実施していくために、町長は地域住民や議会議員、そして法務や不動産等に関する学識経験者等で構成する協議会、これを組織することになっているのですが、いつから実施されるのでしょうか。

3点目は、この法律により固定資産税の課税情報を空き家等の所有者について、内部に限って利活用することができることになりましたが、今まで何件の活用があり、どのような効果があったのでしょうか。

次に二つ目の項目である、町の移住・定住・交流対策について伺いま

す。

大井町人口ビジョンによると、平成42年度までの中期目標では、大井中央土地区画整備事業等の推進によって、約1,000人の若年層人口の確保により、人口の維持を目指すことになっております。

まず28年度から計画されて、今年度から展開されているお試し住宅ですが、現在、2軒が新設されております。そして、今年度からいよいよ賃貸がスタートしました。未病関連企業社員用に空き家を有効活用して、町への移住・定住を促す施策だと認識しております。

このお試し住宅の利用期間は、5月1日から来年3月31日までとなっております。最短2週間、最長8週間、この体験の料金は2週間で2万円というシステムですが、このような短期間で、町外からの移住をどのように促進されるのでしょうか。

お試し住宅の先進町では、功罪いろいろとあるようですが、当町では移住・定住の施策にどのように関連づけられているのか。またどのような成果が出ると想定されているのでしょうか。お伺いいたします。

次に交流対策について伺います。交流対策は観光事業を中心として、新しい人の流れをつくることになります。町の地方版総合戦略でも公表しておりますが、町には平成26年度の21万7,000人から、平成31年度には25万人の観光入り込み客数を見込んでいます。

町では、既存の資源を観光に転換したり、都市住民へ農業機会を積極的に提供しております。ちなみに農業体験の受け入れ人数は、26年度の2,148人から31年度には目標5,000人へと計画されております。

また、商工業としては、ひょうたん祭や産業まつり等のイベントを通して、25万人達成という大きな目標をもくろんでいますが、今年度の進捗状況は、いかがでしょうか。

当町の人口は、ポケット要覧によりますと、4月1日現在、1万6,891人で、この3年半で約430人も減少しております。多くは大井町からの流出という社会減です。これ以上の人口減を防がなければなりません。そのために未病バレー「BIOTOPIA」と正式名称になりました、いやしの里センターをはじめ、近隣市町と連携した広域的なイベントを展開することによって、観光事業、特に空き家の実態把握に基づいた本腰を入れた総合的な政策が必要であると考えますが、その具体的な内容についてお伺いいたします。

以上で、登壇での質問といたします。

町長 通告2番 細田勝治議員の空き家対策についての町の基本的な考えを問うというようなことで、1点目としまして、空家対策特別措置法につ

いて3項目。また「移住・定住・交流対策」について2点。計、細かく5点頂戴しておるわけでございます。

まずは、「空家対策特別措置法」ができた経緯でございますが、これは「特定空家」というようなことを文言で言ってるわけでございますが、この「特定空家」は、倒壊の危険性がある空き家のことを指してるわけでございます。この法律のつくる根拠に至った経緯は、やはり特定空家が近隣に迷惑をかける。また倒壊の危険性があるというようなことで、この対策をどうするかというようなことは、この特措法の原点にあるというようなことは、まずもってお話をさせていただきたいと思います。

そのような中で、町でも空き家については、調査をこの平成27年の法施行以前にもした経緯がございます。また議会の皆さん方も御心配いただいて、その調査をしていただきました。そのような中で、27年2月26日の法の施行に伴いまして、同年4月、関係課長により「空き家対策プロジェクトチーム」を結成をいたし、設置し、町内における空き家の状況及び特定空家等の実態を把握するための調査を実施するとともに、「空き家バンク」の創設や移住・定住に向けた空き家の利活用について、検討を進めて来たところでございます。

そのような中で、空き家等の調査結果によりまして、国土交通省が示すところの先ほど申し上げました倒壊等の危険性を及ぼす、「特定空家」に関するガイドラインに該当する物件は無いというような判断をしたところでございます。

本町における空き家対策は、当面の間、移住・定住に係る空き家の利活用に向けた取り組みを推進するとして、方針を整理したところでございます。まずもって、冒頭申し上げましたように、その辺のところへ御理解をいただきたいと思ひますし、その特措法と大井町の空き家等は少し法律の本来の趣旨から考えますと、乖離してるというような状況の中で、対応を図っておるわけでございます。

今年度におきましては、大井町へ移住・定住を考えている方へ、地方創生加速化交付金により改裝を行った、空き家2棟を活用いたしまして、移住・定住に向けた「お試し住宅」トライアル事業を引き続き展開していくとともに、町内の空き家情報の収集及び町民等からの空き家の利活用に関する相談や、空き家に関する情報提供を行ってまいります。また、県西地域2市8町及び公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会との連携により、「空き家バンク」の創設を図るものでございます。

相談窓口の設置及び「空き家バンク」の創設時期でございますが、町のホームページの更新とあわせまして、12月設置・創設に向け、準備を

進めておるといのが現状であります。

空き家の適正管理に関する町民意識の涵養や、また理解増進を図る必要があることから、「空き家バンク」における町内空き家情報の提供とあわせまして、町のホームページにおいて、町内における空き家の現状を含め、情報発信に力を入れていきたいというような考えでございます。そのような中で、1点目の御質問の「空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために「空家等対策計画」を策定することになっているが、その進捗状況は。」との御質問でございますが、「空家等対策計画」につきましては、空家対策特別措置法第4条、市町村の責務として、「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施、その他空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」と規定がされておるわけございまして、平成25年度に総務省統計局により実施された住宅・土地統計調査では、全国の空家率が13.5%でございます。神奈川県空家率が11.2%と調査結果が公表されておるところでございますが、平成27年度に大井町において実施いたしました空き家の状況調査では、専用住宅における空家率は7.9%と、神奈川県内でも比較的低い状況にあるものでございます。

また、国が示す特定空家に該当する空き家は現時点では、先ほど申し上げましたように確認がされておられません。そのようなことから、当初、「空き家対策プロジェクトチーム」において整理した方針に基づき、当面の間は、「空家等対策計画」は策定せず、移住・定住に係る空き家の利活用に向けた取り組みを推進してまいりたいと、そんな考えで取り組んでおるところでございます。

しかしながら、今後、さらに空き家が増加していくことが想定される状況におきましては、「空家等対策計画」を策定いたし、計画的に空き家対策を推進する必要があると考えることから、継続的な空き家の状況調査や町民への情報発信等、空き家対策をしっかりと取り組みつつ、空き家に係る町民ニーズや特定空家等の状況を鑑みながら、「空家等対策計画」の策定期限について、検討をしていかなければならない。そのようなことを考えておるところでございます。

続きまして、二つ目の「地域住民、議会議員、法務・不動産等の町長が必要と認めるもので構成する「協議会」はいつから実施するのか。」との御質問でございますが、協議会の組織については、空家対策特別措置法第7条において、「空家等対策計画」の作成等に関する協議を行うため、協議会を組織することができると規定されております。

「空家等対策計画」の作成に当たっては、町民等の意見を広く反映さ

せる必要があることから、本件につきましても、空き家対策の取り組みを進めつつ、空き家に係る町民ニーズや特定空き家等の状況を鑑みながら「空き家等対策計画」の作成とあわせて、協議会の組織についても、検討してまいりたいというような考えでございます。

何はともあれ、国で示すところの特定空き家がないという状況でありますもので、そのような状況にあるというようなことを御理解賜りたくお願いするところでございます。

3点目の「固定資産税の課税状況等の情報を特定された利用の目的以外の目的のために内部に限って利用できることとなったが、現在の活用状況は」との御質問でございますが、従来、固定資産税の納税者等に関する固定資産税課税台帳については、地方税法第22条により、同台帳に記載された情報を空き家等対策に活用することは、秘密漏えい罪に該当するおそれがあることから、例え同じ市町村の他部局に対してであっても、情報の提供を行うことは原則としてできないものとなっておりますが、空き家対策特別措置法第10条に「空き家等の所有者等に関する情報の利用等」についての規定がされたことに伴い、情報の活用ができるようになったものでございまして、平成27年度に実施いたしました空き家等の状況調査の際にも、固定資産税台帳はもとより、住民基本台帳、水道の開栓情報等を活用し、空き家の所有者等の特定を行ったところであります。

続きまして、「移住・定住・交流対策について」の御質問でございますが、昨年度におきまして、地方創生加速化交付金を活用したビオトピアにおけるサテライトオフィス、インキュベーションオフィスでのトライアル事業と合わせ、参加企業の社員におけるワークライフバランスの実現及び移住へ結びつけることを目的として、町内の空き家2件をお試し用住宅として改装したものでございます。

本事業につきましましては、平成29年度においても、継続して実施しておりますが、サテライトオフィス、インキュベーションオフィスへのトライアル参加企業の社員だけでなく本町に興味を持たれた、また大井町へ移住・定住を考えている方へ、貸し出しを行う移住施策の一環としても活用しておるところでございます。

現在、神奈川県においては、このお試し住宅は、33市町村のうち、4市町のみで行っており、そのうちの一つが本町であるわけですが、「お試し住宅」トライアル事業は、その地域の風土等を実際に感じることができる体験型の施策でございまして、神奈川県やこちらへの移住を考えている方に対して、際立つものであると考えております。

また、お試し住宅を利用された方を定住につなげる施策としては、住

宅の維持管理を不動産会社に委託しており、この不動産会社を通じて町の住居情報や、各種情報提供及び三世代同居等移住定住促進補助金における新規住宅取得の補助制度などにより、移住から定住につなげる施策についても取り組んでおるものでございます。

なお、これらの施策の周知方法に関しましては、町の広報やホームページだけでなく、神奈川県宅地建物取引業協会の小田原支部や全日本不動産協会の西湘支部において、施策のチラシ配架や紹介等の周知に関する協力をお願いをしておるところでございます。

また、東京有楽町にあります「ふるさと回帰支援センター」内において、神奈川県のブースとして、県により「ちょこっと田舎・かながわライフ支援センター」を開設し、専門相談員を配置して、東京在住・在勤者を対象に県内への移住相談を行っております。

このセンターと連携した周知や、総務省による全国の移住事業や市町村情報等が掲載されております「全国移住ナビ」の活用、そして、今後整備が進んでいくビオトピアとの連携により、より広範囲にも周知ができるものと考えております。

この辺のところは、特に大井町に移住・定住をしたいというような方の御希望の中には、一般通常の市街化区域の住宅地よりも、もう少し広い相和地域とか、調整区域内の広々としたところへ住みたいというような希望の方もあるわけでありまして、しかしながら、いわゆる都市計画法の制度の中で、なかなかその辺が難しいわけでございます。

特に過去の既存宅地も一度建物を壊してしまうと、既存宅地として認められなかったり、また次三男分家で、いわゆるその制度使って家を設けられた方が、高齢になって第三者に譲渡したいと言っても、次三男分家の場合は何親等までしか、譲ることができないというような法がございまして、この辺のところも、少し解決しなければならないんじゃないかなというように、県にもまた国にも、そんな要望を出させていただきました。

この辺のところは、大変県会議員の先生方も御理解ありまして、この辺の対応は大井町だけでなくして、県下全域において、こんな声があるというのが実情であり、この辺のところが県条例においても、何らかの変更をする必要があるだろうし、国の都市計画法の中でも、変えていく必要があるというような認識をもっていただいたところでございます。

先般も山田地内へ横浜から一家5人で移り住んでいただいたこともありますもんで、この辺のところは根気よく進めていく必要があろうかというように思うところでございます。

次に、観光入込客数の進捗状況についてでございますが、御質問のとおり、大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略における観光入込客数は、平成31年時点で目標値を25万人としております。近年の観光入込客数の実績は、平成26年度は21万7,000人、27年度は23万9,600人、28年度は23万6,700人と増減があるものの、平成31年には、25万人を超えるようなさまざまな取り組みを行っているところでございます。

まずは、祭りやイベントの主な取り組みといたしましては、8月に開催いたしました「大井よさこいひょうたん祭」では、全国的にも珍しい長さ50メートルのステージを設置して踊りコンテストを行い、新しい企画を実施した結果、昨年を上回る来場者があったものでございます。

年明け1月の開催の産業まつりや3月開催のお山のひなまつり、四季の里まつり等においても、これまで以上に多くの方に御来場いただけるよう、各祭りを実施する実行委員会において魅力ある企画を検討していただきたい。そんな考えでございます。着実に町外からの来場者の足が増えているなど、私自身も思っております。

また、相和地域においては活性化を目的として交流体験事業を充実するため、自然体験活動指導者の資格の取得促進及びスキルアップといった人材育成、地域資源を生かした農業体験やものづくり体験、民泊などのさまざまな体験プログラムの充実を推進しているところでございます。

さらに、民間事業者においても、注目すべき事業は多くありまして、「ビオトピア」では、今後、にぎわい創出のためのさまざまな施設整備が進められ、昨年9月に県主導のもと、民間事業者が四季の里付近に開設した「サポート付市民農園」では、観光農園の利用や農業体験イベントの実施等により、徐々に来訪者も増え、また、篠窪地区にも新たな農園の開設準備が進んでおります。町民の中にも、みずから交流イベント等を開催し、町外から多くの方を呼び込んでいただいている方もおられるわけございまして、このような民間の事業についても、町は積極的に連携を図り、事業促進を図ってまいりたい。そんな考えでございます。

次に、町の情報を発信する取り組みといたしましては、昨年度、町観光ガイドブックを刷新するとともに、あしがらローカルブランディング事業において、足柄地域の魅力を発信する「るるぶあしがら特別編集」を足柄観光協会が製作し、都市部や近隣市町村において積極的にPR活動を行い、誘客を図ったものでございます。

本年度は、観光情報をさらに強力発信していくために、町のホームページの全面改修にあわせて、観光に特化したページを設ける予定でございます。

既に導入しているフェイスブックやInstagramなどを有効に活用しながら、多くの方の目に触れ、興味を持っていただき、大井町に来ていただけるようなさまざまな方法で観光情報を発信していきたいと考えております。

以上、質問に回答させていただいたわけですが、空き家対策や移住・定住・交流対策だけでなく、中央土地区画整理事業を初め、町内において、いろんな宅地造成が行われているわけですが。

それらにいち早く生活拠点として住んでいただけるような、そんな努力もしてまいりたいと思います。

また、昨年から推進しております「よしもと」と連携した事業、そして今年度行うシティプロモーション事業ともあわせて人口維持に努め、活力あるまちづくりを推進していきたいと考えているところでございます。

人口対策は我が町だけの問題でなく、やはり国家的なものの中で考える必要がありますし、また、その地域の活力を維持する意味では、やはり都市間競争の中で人口減少にどうやって歯どめをかけるのか。これも町としての施策の一つではなかろうかなと考えているところでございます。

また、議員の御示唆等を頂戴した中で、そのような働きかけの務めをしてまいりたいと、そんな考えです。以上、答弁です。

8 番 それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの町長の御答弁で、町の空き家は、非常に率も低いということから、いわゆる空き家対策というよりも移住・定住のほうにスタンスを少し移しているというお話でございました。

とはいうものの、町としても空き家対策というのは、今後の町の課題の大きな要素だろうと思います。先ほどから、いろいろ空き家等の調査の年数を27年度とおっしゃってございましたけども、その後の直近の空き家の調査というものはなされているのかどうか。ちょっとお伺いいたします。

企画財政課長 27年度に調査を行ったということでございまして、まだ今の時点でそれからさほど年数がたってはございません。そんなことから、あの調査以来、あれと同規模の調査といいますか、そのような調査は現在のところ行ってはございません。

ただ、これがもう少し年月がたつてきますと、その辺の必要性が出てくるというふうに思いますので、それにつきましては、同規模の調査というよりも、あるいは後追い調査といいますか、追跡調査あるいは聞き取り調査、その辺の調査をする必要が出てくるかなというふうに考えて

ございます。以上です。

- 8 番 27年度以降は、特別調査はされていないということでした。じゃあ、27年度のときの調査でちょっとお伺いしたいんですが、当時から特定空き家はもうないというお話をされておりました。実際に、我々も調査した結果、議会としても調査した結果、特定空き家に類する空き家はなかったなど、そんな感じがいたしました。また、それなりの報告書になっているはずです。

その中で、アンケートを当時とっていただけるわけですが、空き家の持ち主のアンケートとして、どういう答えが多かったのか。その辺をちょっとお伺いいたします。

企画財政課長 当時の調査ですけれども、最終的に21軒の方にアンケート調査をさせていただきました。最終的には、その21軒のうち、3軒の方が空き家として町として利用してもいいですよというような回答をいただいたところでございます。そのうち、3軒のうち、1軒の方につきましては、その後におきまして、やはり活用はできないというような回答があって、最終的には今現在、2軒をお試し住宅として活用しているというような状況でございます。

それ以外の回答の中で最も多かったのは、空き家として今、使っていないんですけれども、例えば年に二、三回、盆、暮れには帰るとか、あるいは、今後、使う予定が具体的にはないんだけど、使うかもしれないというような回答が一番多かったというように思っています。以上です。

- 8 番 現在、2軒のお試し住宅になっているのは、そのときのアンケート調査によるものということになるわけですね。できれば、空き家のオーナーに対して、再度、聞き取り調査なりアンケート調査なりをして、認識のフォローをしていただく。空き家に対しての考え方が少し変わってきているのかな、あるいは全然変わっていないのかなということも少し時間がたつことによって変わってくるかなと思いますので、その辺のフォローをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、これから町としても空き家がだんだん増えてくるという想定ができます。空き家がこれから少なくなるということは考えられません。これだけやっぱり年齢が高くなってくる、あるいは核家族になってくるという動きを見ますと、仕方ない部分かなと、こんなふうに思われます。

そんな中で、前回、同僚議員が一般質問の中でしているんですけれども、空き家条例、これを当時、町長は、空き家条例は大井町は考えていないという答弁をされております。ただ、当時は、当時といたって27年の

ことですが、そんなに古い話ではないんですが、今後の動き、町の動きを見ますと、どうしても空き家が増えてくる。空き家が増えてくれば、空き家オーナーのいろんな責任問題も出てくるでしょうし、いろんなマナーの問題も出てくるでしょうし、特定空き家がないと言われても、今後の問題として出るかもしれない。

こんなことを含めて、町としての空き家条例というものを今後の方向としてどんなものなのかなと、こんなふうに思います。私としては、できれば空き家条例を今後は想定していかなきゃいけないんじゃないかな、考えていかなきゃいけないんじゃないかな、こんなふうに思いますが、いかがでございましょうか。

企画財政課長 空き家条例というのは、当時、話題になりました。今現在は、特措法ができて、特措法に基づいた計画といったものが基本的な流れということになってございます。ですから、今現時点で条例ということよりも、まずは、この時点、これ以降としては、特措法を受けた計画を策定していくということが基本の流れかなというふうに思っています。

答弁にもございましたように、現時点での大井町の体制としては、特措法を受けた計画については今、策定するという予定はございませんけれども、議員がおっしゃるように、これから空き家、それから特定空き家も出てくる可能性がございます。その辺の動きを見ながら、計画を策定する時期というのを見計らっていきたいというふうに考えてございます。以上です。

8 番 わかりました。いわゆる計画という特措法の中での流れの中で対応していくということかなと思います。その中で、今年度、空き家関連の予算が、約3,000万ぐらいになります。おおよそですね。今後、この予算が町としては恐らく多くなってくるだろうというふうに思われます。空き家が多くなってくる等を含めて、この空き家関連の予算が増えるだろう。その中で、今現在、空き家に関しては企画財政のほうで扱っていらっしゃるということなんですが、今、担当の人員は何人いらっしゃるのでしょうか。ちょっと確認をさせてください。

企画財政課長 今現在、空き家の対策ということで、町としては利活用を中心にしていくということで、企画財政課が担当してございます。御質問の担当者ということでございますけれども、主任が一人、副主任が一人と、二人体制で行ってございます。以上です。

8 番 二人体制でやっていらっしゃるということですね。発足当時は確か一人ということでしたね。空き家の増加、あるいは移住・定住という対策も含めて、メンバーが増えてくるということは、これは仕方のないこと

かなと、こんなふうに思います。ではますます今後、この担当の方の負荷はかかってくるだろうなと、こんなふうに思います。予算も増える、仕事の量も増えるという形になろうかなと思いますが、ぜひ、よろしくお願いしたいなと、こんなふうに思います。

それじゃあ次に、移住・定住のほうに話を進めていきたいなと思います。先ほど町長のほうの御答弁にもありましたけども、7月だったでしょうかね、上郡5町と黒岩知事との懇談会が確か行われたと思います。

その席上で、間宮町長は、特に、相和地区の線引きのことについて強く黒岩知事に要望されています。何とか一つ線引きを変えてもらえないものか。そうすることによって、町のいわゆる活性化にもつながる、相和地区の活性化にもつながるということで要望されました。

これは、大井町としてもぜひ、そんなふうな方向で取り組んでいただければなと思いますが、そのときの黒岩知事の県の立場からどのような対応があったか、ちょっとお尋ねいたします。

町長 知事に申し上げたのは、線引きの件は、これはあくまでも国のことでありまして、前瀬戸町長の、私が記憶するのは相和地域の線引きの見直しを強く長くおっしゃっておられましたし、私もそんなことで何回かしたわけですが、これについてはなかなか県、国の動きというようなことが難しいわけですが、また、国はある面では国土の活性化を申しているわけですが、しかしながら、また農地の保全というようなことも一つには大きな国の施策としてあるわけで、その中で、相和地域のと言いますか、特に市街化調整区域内の既存宅地の問題と、あわせて先ほど申し上げましたように、分家住宅、いわゆる、今で言う都市計画法ができて調整区域と市街化区域に分けたときに、調整区域の中には分家住宅ができるというような法律ができた中で分家住宅が建ったものについては、何親等までしか譲渡ができないというようなことが、これも問題になっておりますので、そんなところで、いわゆる既存住宅を認めて、そしてそこに新規定住なり移住なりできるようなことをもう少し緩和してほしいというようなことを、首長懇以外でも何度も申し入れました。

しかしながら、担当当局は、個別案件で対処しようよというようなことなんですけど、個別案件だと、それぞれ隅へ行けば、表の道理と隅の道理と入り口と出口が変わってきちゃいまして、なかなか県の理解を得ることができなかったというようなことの中で、今回、町の県への要望としても挙げさせていただき、知事にもそんな案件を申しました。

知事は、やはり政治的立場でございますので、「そんなのどンドン、ど

んどんやるべきだな。」というような快い返事がいただけるわけですが、役所の縦割り行政の悪弊と言うのですか、部局へ行きますと、なかなか個別案件ということだと、というようなことをあわせて、なかなか前へ進まないわけでございます。

ああいうような関係の部署を扱う、いわゆる建築主事というような職員は、県の職員であっても個人の責任で仕事の判こを押している。ですから、上からの我々は圧力に屈せず、私たちは法に照らし合わせて、その書類に記載してあることが正しいのかどうかというようなことで、「町長が幾らそんなことを言ったって簡単には行かないんだよ」というようなことを言われてしまった経緯もあるわけですが、一つ県会議員の皆さん方も先般、各会派の県会議員の皆さん方が、この問題に対しては再質問していただいて、いろいろ話を聞いていただきました。

そして、これはやらなきゃいけないというようなことを自民党の県会議員の皆さん方もやろうと思ってるんだというようなことでございます。町も、県の条例また国の法律も変えていただかなきゃならないわけですが、何とか、特に相和地域へ住みたいというように願っていらっしゃる方がいらっしゃいます。そのような方々の夢をかなえ、相和地域の活性化につながるようなことを取り組んでいく必要があるという認識の中で、根強く取り組んでまいりたい。そんな思いでございます。

8 番 本本当に根強くお願いしたいなと思います。つい最近、御殿場線のＩＣ化の話がありました。これも長い間、町長をはじめ各首長さんの努力等もあったわけですね。そんなことで、一つ線引きの問題、大井町だけの問題では決してないことも十分わかっておりますが、これは一つぜひ、取り組んでいただきたい部分かなと、よくわかりました。

次に、移住・定住促進費として、かなりの金額を予算計上しております。その中で、大井町をＰＲするためにシティプロモーション推進事業費として約４５５万円を計上しています。町のプロモーションビデオ等を拝見いたしました。よくできているなということと同時に、中には少しこれが本当に大井町かということの話もあります。この辺のところを含めて、動画の反応、評判等をぜひ伺いしたいと思います。

議長 時間も過ぎましたが答弁願えますか、簡単に。

企画財政課長 28年度で作成したうちの映画の件でしょうか。それにつきましては、議員御承知のとおり、沖縄映画祭のほうにも出品させていただきました、その会場の中でも非常に反応はよかったというところでございます。おかげさまで。持ち帰ってきまして、今、町のホームページの中に、ひょうたんチャンネルの中に位置づけまして、ごらんいただいているところ

ですけれども、なかなか42分というような長い映画でございまして、視聴回数というのですか、その辺の回数はなかなか伸びる内容ではございませんけれども、ごらんになられた方からの評判としてはなかなか涙あり、笑いありのいい映画だなというような評判はいただいております。以上です。

議

長 以上で、8 番議員 細田勝治君の一般質問を終わります。